

1. 組織の概況

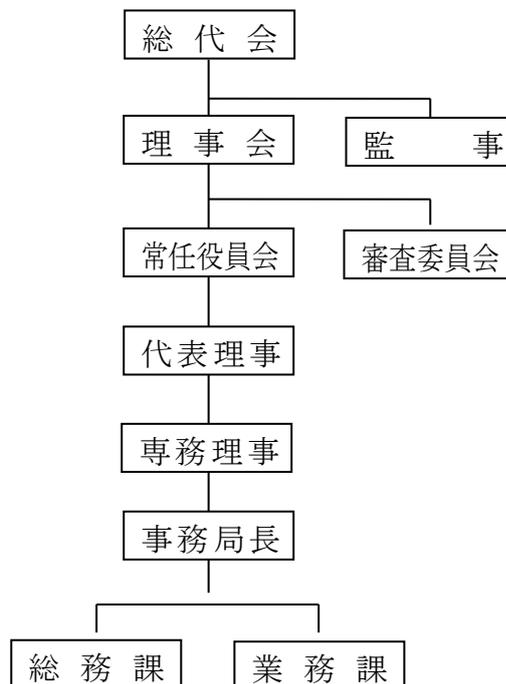
(1) 組織の名称 茨城県火災共済協同組合

(2) 事務所の所在地

〒310 - 0801 茨城県水戸市桜川 2 丁目 2 番地 35 号 茨城県産業会館 8 階

(3) 組合員数 (平成 30 年 3 月 31 日現在) 27,546 名

(4) 組織機構図 (平成 30 年 3 月 31 日現在)



(5) 役員【理事 25 名 監事 4 名】(平成 30 年 3 月 31 日現在)

役職	氏名	役職	氏名
理事長	外山 崇行	理事	菅波 敏一
副理事長	阿部 真也	理事	鈴木 昇
副理事長	沼野 辰三	理事	高野 健治
専務理事	丹 勝義	理事	田嶋 光夫
理事	赤根 正夫	理事	舘野 理
理事	永井 喜隆	理事	中村 栄
理事	浅野 洋二	理事	中村 静雄

理事	荒野 吉生	理事	生井 邦彦
理事	飯田 正博	理事	野村 武勝
理事	飯村 信康	理事	真藤 実男
理事	池上 仁	監事	大畑 良雄
理事	伊村 智安	監事	齊藤 登
理事	川北 嗣夫	監事	塚本 誠一
理事	川島 章三	監事	安 四郎
理事	日下 良二		

2. 事業の概況

(1) 主要な業務

組合員の相互扶助の精神に基づいて、組合員のために必要な共済事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として、以下の事業を行っています。

- ① 組合員のためにする火災共済事業
- ② 組合員のためにする①以外の共済事業
- ③ 組合員のためにする共済事業に関する受託事業
- ④ 組合員のためにする保険会社の業務の代理又は事務の代行
- ⑤ 上記①～④の事業に附帯する事業

(2) 平成 29 年度における事業の概況

① 火災共済事業（全日本火災共済協同組合連合会との共同元受事業）

当年度における火災共済事業は、保有契約件数 9,930 件、契約金額 1,664 億 8,158 万円、共済掛金 2 億 2,370 万円、共済金 8,817 万円であり、損害率は 39.41%となりました。

② その他共済事業

当年度における共済事業は、共済掛金 627 万円、共済金 357 万円であり、損害率は 56.94%となりました。

なお、種類別の概況は、以下のアからオのとおりです。

ア. 生命傷害共済

保有契約件数は 224 件、契約高は 5 億 2,480 万円、共済掛金は 232 万円、共済金 255 万円であり、損害率は 110.00%となりました。

イ. 自動車事故費用共済

保有契約台数は 491 台、契約高は 9 億 6,400 万円、共済掛金は 313 万円、共済金 73

万円であり、損害率は23.49%となりました。

ウ. 所得補償共済

保有契約件数は22件、契約口数は76口、共済掛金は46万円、共済金1万円であり、損害率は2.47%となりました。

エ. 休業補償共済

保有契約件数は1件、契約高は3万円、共済掛金は2万円、共済金0万円であり、損害率は0.00%となりました。

オ. 中小企業者総合賠償責任共済

保有契約件数は32件、補償限度額は29億1千万円、共済掛金は34万円、共済金28万円であり、損害率は83.14%となりました。

③ 受託事業

当年度における受託事業は、受託手数料5,647万円となりました。

なお、種類別の概況は、以下のアからエのとおりです。

ア. 医療総合保障共済（全日本火災共済協同組合連合会からの受託事業）

保有契約件数は33件、受託手数料は79万円となりました。

イ. 休業対応応援共済（全日本火災共済協同組合連合会からの受託事業）

保有契約件数は105件、受託手数料は30万円となりました。

ウ. 自動車共済（関東自動車共済協同組合からの受託事業）

保有契約台数は4,781台、受託手数料は5,513万円となりました。

エ. 自賠責共済（関東自動車共済協同組合からの受託事業）

保有契約台数は153台、受託手数料は25万円となりました。

④ 保険会社の代理業

当年度における保険会社の代理業は、代理店手数料138万円となりました。

なお、種類別の概況は、以下のアのとおりです。

ア. 共栄火災

保有契約件数は170件、代理店手数料は138万円となりました。

以上の結果、当年度は120万円の純利益金額を計上することになりました。

(3) 主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	479,296,616	470,135,170	535,606,892	471,784,563	458,614,544
経常利益	7,253,009	3,268,880	7,111,311	5,199,459	1,534,342
当期純利益	5,667,406	2,806,979	6,776,311	4,864,459	1,199,342
出資金	324,702,400	332,867,300	331,482,000	328,895,800	327,365,700
出資口数(口)	3,247,024	3,328,673	3,314,820	3,288,958	3,273,657
純資産額	707,893,647	761,499,602	765,239,850	762,257,709	768,207,850
総資産額	926,044,357	1,034,118,209	1,024,460,413	1,014,061,721	1,022,391,617
責任準備金残高	84,822,611	101,751,520	95,429,975	89,748,742	91,948,371
貸付金残高	0	0	0	0	0
有価証券残高	377,850,000	378,437,000	313,362,000	323,362,000	353,061,500
支払余力(ソルベンシー・マージン)比率 (%)	692.1	4,446.6	4,688.8	4,655.6	4,245.3
剰余金 配当	出資 配当金	0	0	0	0
	利用分量 配当金	0	0	0	0
職員数(人)	9	11	11	12	12
正味収入共済掛金	111,357,300	114,618,829	106,818,083	99,601,280	103,099,348
組合員以外の者の共済事業の利用の割合(%)	※下表に記載	※下表に記載	※下表に記載	※下表に記載	※下表に記載

組合員以外の者の共済事業の利用の割合 (%)

事 業	平成25年度
火災共済事業	3.96
保険会社の代理業	6.56

事 業	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
火災共済事業	3.91	3.92	4.23	4.25
その他共済事業	21.40	19.73	18.94	18.29
受託事業	15.50	15.50	16.50	17.53
保険会社の代理業	12.87	15.95	29.20	14.66

※上記の正味収入共済掛金は、(共済掛金+再共済戻金+連合会解約戻金+連合会その他戻金) - (解約戻金+その他戻金+再共済料+連合会共済掛金) の計算式から算出しました。

※受託事業は自動車共済を除く。

(4) 支払余力（ソルベンシー・マージン）比率

平成 29 年度の支払余力（ソルベンシー・マージン）比率は 4,245.3%となっています。

(単位：千円、%)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度
(A) 支払余力（ソルベンシー・マージン）総額	769,576	772,926
純資産の部合計 (組合外流失予定額、繰延資産を除く)	753,633	768,208
異常危険準備金	15,944	16,026
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	0	0
土地の含み損益	0	0
その他	0	0
(B) リスクの合計額 $\sqrt{\{R_1^2 + (R_3 + R_4)^2\}} + R_2 + R_5$	33,060	36,414
一般共済リスク (R 1)	452	423
巨大災害リスク (R 2)	0	0
予定利率リスク (R 3)	0	0
財産運用リスク (R 4)	32,400	35,689
経営管理リスク (R 5)	657	722
(C) 支払余力（ソルベンシー・マージン）比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	4655.6	4245.3

※上記の金額および数値は、中小企業等協同組合法施行規則第 149 条および第 150 条ならびに中小企業等協同組合法施行規程に基づいて算出しました。

※表内の数値は、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較することはできません。

3. コンプライアンス・リスク管理の取り組み

(1) コンプライアンス基本方針

当組合の役員および職員は、極めて公共性の高い共済事業に従事する者として、相互扶助・相互信頼の共済の理念を見失うことなく、その与えられた使命を自覚し、強い問題意識を持って法令等を遵守いたします。

(2) リスク管理方針

当組合の行う事業は、極めて公共性の高い共済事業であるため、相互扶助・相互信頼の共済の理念を自覚し、安定的な運営を継続する必要がありますが、社会環境の変化により、多様化・高度化・複雑化するリスクの増加に対し、適切な対応が求められます。事業運営に関するリスクとして、共済引受リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなどがあります。これらの各種リスクを把握し、その予防を行い、発生後は再発防止策による迅速な対処をするため、リスク管理委員会の設置、諸規程の整備、役職員への周知などリスク管理体制の充実・強化に努めます。

(3) コンプライアンス・リスク管理体制

コンプライアンス（法令等遵守）は、極めて公共性の高い共済事業においては、特に重視すべき事項であり、当組合では共済事業の健全かつ適切な運営及び公平・公正な共済の普及推進を行うことにより、組合員・共済契約者等の皆様の保護を図るため、全役職員が自己責任原則に基づき、各種法令、定款、内部諸規程及び社会規範等を厳格に遵守することに取り組んでいます。

また、共済事業の健全な運営を確保するために、各種リスクを把握し、適切なリスク管理に努めています。

なお、共済事業における主なリスクとして、以下のリスクがあります。

①共済引受リスク

共済引受リスクとは、経済情勢や共済事故の発生率等が共済掛金設定時の予測に反して変動することにより被るリスクをいいます。共済引受リスクについては、共済引受基準、共済契約準備金の積立て、自己資本状況など、あらゆる面からリスクを把握し、事業の安定性を充分考慮し管理しています。

②市場リスク

市場リスクとは、資産運用リスク・信用リスク等を含むリスクをいい、金利の変動や預金先、または債権の発行体の財務状況の悪化等により、保有する資産の価値が変動することによって損失を被るリスクをいいます。市場リスクについては、中小企業等協同組合法等の法令及び運用管理方針等に従い、資金の性格や負債の特性に応じて、安全性、収益性及び流動性に留意し、健全な資産運用に努めています。

③流動性リスク

流動性リスクとは、急激な掛金収入の減少、解約返戻金の一時的な増加、巨大災害で

の資金流出、市場の混乱等が発生し、資金確保のため、通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。流動性リスクについては、日々の資金繰りの状況に応じて、適切な対応ができるように努めています。

④事務リスク

事務リスクとは、役職員等が正確な事務を怠ったり、不正等を起こしたりすることにより損失を被るリスクをいいます。事務リスクについては、事務マニュアル類の整備を行うとともに、事務の取扱いにかかわる職員教育等の周知徹底を図っています。また、個人情報管理については、情報管理に関するマニュアル類の策定等のセキュリティ対策を行い、業務の健全性と適切性の確保に努めています。

⑤システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動等のシステムの不備等、またはコンピュータの不正使用により損失を被るリスクをいいます。システムリスクについては、共済システム専用のホストコンピュータ等を委託業者である株式会社大和ソフトウェアリサーチに管理を依頼し、リスクの分散化を図っているほか、各種規程類を整備することで、システムの適正な運用に努めています。

(4) コンプライアンス・リスク管理体制の強化

本事業年度においては、コンプライアンス規程及び内部監査規程に基づき、職員に対する定例監査、代理所に対する代理所監査を実施するとともに、コンプライアンス研修、コンプライアンス自主点検を実施することで、昨年度に引続きコンプライアンスの強化に努めています。

◎ 反社会的勢力への対応基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、被害の防止を目的として「反社会的勢力への対応基本方針」を次のとおり定め、断固とした姿勢で臨みます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体として対応します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備え、警察・茨城県暴力追放推進センター等の外部の専門機関と緊密な連絡関係を構築することに努めます。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有した場合は、速やかに関係を解消します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的手段を講じます。また、ケースによっては警察に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しません。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供を行わず、不当要求に対しては拒絶し、不祥事に対しては再発防止等を徹底することで対応します。

4. その他の取り組み

(1) 組合員以外の者が共済事業を利用することについての管理の体制

当組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員等の利用分量の総額の100分の20を超えることができないこととなっています。

このため、共済種類ごとのご契約にあたって、契約者の組合員資格についてご確認させていただいております。また、年度末において共済契約者区分別の契約者数及び契約金額・共済掛金等の集計を行い、利用分量の管理に努めています。

(2) 金融ADR制度への対応

平成22年10月1日から金融ADR法が施行されたことに伴い、全日本火災共済協同組合連合会が紛争解決機関として、一般社団法人日本共済協会と利用契約を締結しております。

全日本火災共済協同組合連合会との連携体制の構築を行い、ご利用者の皆さまからのご意見・苦情に迅速かつ適切な対応ができるように組織体制を整備いたしました。

◎ 紛争解決機関

一般社団法人日本共済協会

03-5368-5757

◎ ご相談・苦情の受付先

茨城県火災共済協同組合

029-224-0610

全日本火災共済協同組合連合会 火災共済相談受付センター

0120-562630

全日本火災共済協同組合連合会 中小企業共済相談受付センター

0120-511077

